

マイナンバーカード普及に向けた取組について

1 趣旨

マイナンバーカードについては、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の政策決定（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）により、「令和4年度中にはほとんどの国民がマイナンバーカードを保有する」ことを想定しており、本市においても国の想定に基づきマイナンバーカード交付円滑化計画を策定しています。

国によるマイナンバーカードの普及促進については、マイナンバーカード未申請者に対する申請書の送付、令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方を対象としたマイナポイント事業の実施、さらに令和3年10月20日からは健康保険証としての利用が本格運用されました。現在は、新たなマイナポイント事業の実施やデジタルワクチンパスポートへの活用が進められ、運転免許証との一体化も予定されております。今後は、こうした国の動向を注視しながら、必要に応じた窓口体制の強化が求められます。

マイナンバーカードは、市民のくらしを便利にするデジタル社会の基盤となるもので市としても普及を促進しておりますが、マイナポイント事業を対象としたマイナンバーカード申請期間の終了後、申請件数が低調となっている状況を踏まえ、マイナンバーカードの普及を図るための今後の具体的な取組をまとめましたので、報告するものです。

2 マイナンバーカードに関する状況

マイナンバーカード交付については、令和3年4月までの期間限定として長後市民センターにマイナンバーカード臨時窓口を開設し、交付に関する体制強化を図りました。

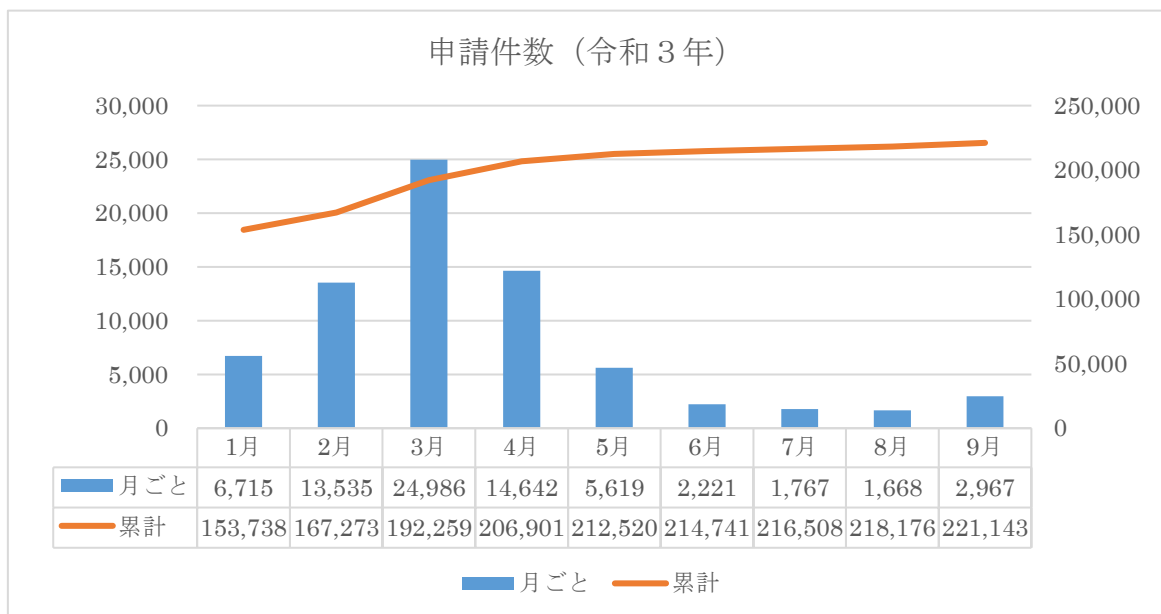
また、令和3年5月27日からは、新たに本庁と同じ手続きができる窓口としてイトーヨーカドー湘南台店に「藤沢市マイナンバーカード北部窓口」を開設し、マイナンバーカードに関する市民の利便性向上を図っており、令和4年度末までの開設期間内において北部地域の拠点として有効に取り組んでまいります。

さらに、マイナンバーカードの普及促進や市民の利便性向上に資するため、市民センターでもマイナンバーカードに関連する手続きができるよう環境を整え、各種業務を実施してまいります。

3 マイナンバーカード普及に向けた課題

現在、申請の約8割は、オンライン申請または郵送申請となっておりますが、本人確認のためマイナンバーカード交付時に窓口来庁が必要であることや、オンライン申請以外は顔写真の準備も必要となっております。また、窓口申請の場合は、申請時と交付時の2回、市役所への来庁が必要であることや、撮影した写真が規格不適合である場合等、マイナンバーカード取得に係る煩わしさや負担感があると考えております。

また、令和3年4月30日でマイナポイント事業の対象となるマイナンバーカード申請期間が終了したことにより、5月以降の申請件数が低調に推移していることから、普及拡大には国によるさらなるインセンティブの付与やマイナンバーカードの利活用の拡大、及び利用価値の向上など、新たな申請を促す取組が必要と考えております。



※累計件数は毎月月末の件数です。

※令和3年9月末までの人口に対する申請率約50.1%

4 課題に対する具体的な取組

(1) 申請機会の創出

申請や交付手続きに対する煩わしさや負担感を軽減するため、地域に向いて申請を受付し、顔写真撮影や本人確認を行い、出来上がったマイナンバーカードを郵送交付する取組を令和3年9月から導入しました。

この新たな方式による出張申請を、一部の市民センターで試験的に6回実施いたしました。すべて定員に達したことから潜在的なニーズがあるものと判断し、今後は実施日及び実施場所を拡充してまいります。また、市民窓口センター及びマイナンバーカード北部窓口におきましても、令和3年11月から当面の間、今回の方式を導入し、申請機会の充実を図って

おります（別紙）。

（2）市民の利便性向上

マイナンバーカードの普及に伴い、住民異動等の手続きに付随するマイナンバーカードの各種手続きが必要となる市民も増加するため、石川分館を含む全ての市民センターにおいても本庁と同様のマイナンバーカード関連業務を取り扱うことといたしました。令和4年1月から、電子証明書の更新業務等、マイナンバーカード交付以外のすべての業務を実施いたします。そして、同年4月から機器の準備や交付研修を行い、8月にはマイナンバーカードの交付業務が開始できるよう予定しております。

（3）コンビニ交付手数料の減額

マイナンバーカードの普及促進と市民の利便性向上、並びに事務負担の軽減を図るため、マイナンバーカードを使用した各種証明書のコンビニ交付手数料を減額することとし、さらなるマイナンバーカードの利用拡大や申請件数増加の一助としてまいります。

コンビニ交付手数料については、令和4年4月1日から、次の表のとおり、各種証明書100円を減額してまいります。

証明書等の種類	手数料（1通あたり）	
	改正後	現行
戸籍全部・個人事項証明 （戸籍謄抄本）	350円	450円
住民票の写し	200円	300円
印鑑登録証明書	200円	300円
戸籍の附票の写し	200円	300円

参考

所得（課税）証明書・非課税証明書（注1）	200円	300円
----------------------	------	------

（注1）税証明については、令和4年1月4日からコンビニ交付サービスが開始となります。

このように、マイナンバーカード取得に係る負担を軽減し、マイナンバーカードの普及率を向上させ、市役所に来庁することなく手続きが完了するデジタル化への環境整備を行うことで、市民の利便性の向上を図ってまいります。

5 休日及び夜間証明窓口の見直し

マイナンバーカード取得に係る環境の充実やマイナンバーカード普及による市民の利便性向上にあわせ、現在、市民窓口センター、市民センターの土

日祝日、及び市民窓口センターの火・木曜日の夜間に実施している住民票等の証明窓口は、マイナンバーカードを使用したコンビニ交付サービスにおいて毎日午前6時30分から午後11時まで同様の証明書を交付することができ、休日及び夜間の対応が可能であること、また、マイナンバーカードを保有していない方などは郵送や委任状等による証明書の交付で対応が可能であることから、令和4年3月31日をもって終了することといたします。

こうした取組により、窓口での証明発行件数が減少することで、手続きの待ち時間の短縮が図られることから、迅速かつきめ細かな窓口対応が可能になるものと考えております。

また、現在、第2・第4土曜日に市民窓口センターにおいて開設している住民異動届出や一部の証明窓口に関しては、平日と同様の証明書交付が可能となるよう見直しを行うなど、今後もさらなる市民の利便性向上に努めてまいります。

6 取組に関する市民周知について

マイナンバーカードの普及に向けた取組や、休日及び夜間証明窓口の見直しに関する広報につきましては、広報ふじさわやホームページの他、地域回覧等も活用させていただき周知してまいります。

その際には、マイナンバーカード取得のメリットやコンビニ交付の利用方法等も含めて周知を行うなど、わかりやすく丁寧に行ってまいります。

7 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月	市民センターでのマイナンバーカード関連業務開始に向けた研修実施
令和4年 1月	全ての市民センター（石川分館含む）で、住民異動に付随するマイナンバーカード関連業務（電子証明書関連業務を含む）の取扱い開始
2月	市議会2月定例会（手数料条例改正）
4月1日	コンビニ交付手数料減額、休日及び夜間証明窓口終了
4月～	市民センターでのマイナンバーカード交付業務に必要な機器の準備、業務開始に向けた交付研修の実施
8月～	全ての市民センター（石川分館含む）でマイナンバーカード交付業務の取扱い開始

以上
(事務担当 市民自治部市民窓口センター)

出張申請等の実施実績及び今後の予定

1 実施実績

実施日	場 所	件 数
令和3年 9月15日	湘南大庭市民センター	115件
16日	御所見市民センター	100件
17日	六会市民センター	98件
21日	湘南大庭市民センター	116件
22日	御所見市民センター	102件
27日	六会市民センター	100件
11月 3日	湘南大庭地区内自治会（1か所）	23件
9日	マイナンバーカード北部窓口	48件
16日	マイナンバーカード北部窓口	49件
17日	湘南大庭市民センター	98件
19日	辻堂市民センター	101件

2 今後の予定（令和3年度）

実施日	場 所
令和3年11月の開庁日	市民窓口センター
22日	明治市民センター
	マイナンバーカード北部窓口
25日	善行市民センター
26日	辻堂市民センター
29日	鶴沼市民センター
30日	マイナンバーカード北部窓口
12月の開庁日	市民窓口センター
	マイナンバーカード北部窓口
14日	総合市民図書館
令和4年 1月 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・各市民センター ・各自治会 ・商工会議所 など
想定件数 : 約12,000件	